

秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年7月10日

契約担当者

秋田県鹿角地域振興局長 大友 秀樹

1 入札に付する事項

(1) 売却物品の名称及び数量

品名：スクラップ H1区分 数量： 1. 63 t

品名：スクラップ H2区分 数量： 9. 69 t

品名：スクラップ H3区分 数量：76. 15 t

(2) 売却物品の保管場所

秋田県鹿角市花輪字小深田 地内（鹿角地域振興局資材置場）

(3) 売却物品の搬出期限

令和8年8月31日（月）までとする。

(4) 売却物品の搬出条件

売却物品は現地渡しとし、搬出に係る費用の一切を落札者が負担すること。

2 売払に付する条件

(1) 落札者は、県の発行する納入通知書により売買代金を納入しなければならない。

(2) 落札者は、売買代金の納入後でなければ、売却物品の引き渡しを受ける事ができない。

3 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第6条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。

① 業者種別「古物商・廃棄物処理」に登録していること。

② 鹿角地域振興局管内に本社又は営業所を有していること。

4 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び以下に定められた書類を次により提出しなければならない。

① 提出書類等

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 登記事項証明書（登記簿謄抄本）の写し又は鹿角地域振興局管内に本社又は営業所があることを証明する書類の写し

② 提出期間

令和8年7月10日（金）から令和8年7月24日（金）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

③ 提出時間

午前9時から午後5時まで

④ 提出場所

秋田県鹿角地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チーム

⑤ 提出部数

1部

⑥ 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に公告日より掲載し配布するものとする。

- (2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者(以下「落札候補者」という。)について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。
- (3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届(様式第3号)を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

5 設計図書等の交付

本入札に係る設計書、図面、契約書(案)、金額を記載しない内訳書(以下「設計図書等」という。)については、令和8年7月10日(金)から令和8年7月24日(金)までの期間、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

6 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、令和8年7月23日(木)までに鹿角地域振興局長に書面により行わなければならない。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和8年7月27日(月)までに秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」への掲載により行う。

7 物品現物確認日時及び場所

- (1) 日 時 随時
- (2) 場 所 秋田県鹿角市花輪字小深田 地内(鹿角地域振興局資材置場)
- (3) その他 物品現物確認を希望する場合は事前に担当(鹿角地域振興局建設部道路整備課 道路保全チーム 伊藤(電話番号:0186-23-2316))まで連絡すること。

8 入札書等の提出等

- (1) 提出方法
4により入札参加資格確認申請書を提出した者は、開札予定日時に鹿角地域振興局2階第2会議室に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。
- (2) 開札予定日時
令和8年7月28日(火) 午前10時00分
- (3) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) その他
 - ① 入札執行回数は、3回までとする。
 - ② 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上で最も高い価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。この場合において落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。ただし、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれを代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。
- (2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格以上の入札が無いときは、直ちに再度入札を行う。
- (3) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められる場合は落札者として決定しない。
- (4) (3)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格以上で最も高い価格をもって有効な入札をした者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に高い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(3)の確認等を行うものとする。
- (5) 契約担当者は、(3)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を付した資格確認結果通知書を速やかに通知する。

- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を現金で納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。

(3) 契約保証金の納付を免除される者

契約担当者は、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部または一部を免除する。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、3に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

12 その他

- (1) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (2) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が3に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (6) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則の定めるところによる。

13 問い合わせ先

入札に関する事項

課 所 名：秋田県鹿角地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チーム

住 所：秋田県鹿角市花輪字六月田1

電話番号：0186-22-0456

設計図書等に関する事項

課 所 名：秋田県鹿角地域振興局建設部道路整備課道路保全チーム

住 所：秋田県鹿角市花輪字六月田1

電話番号：0186-23-2316